



# 島根県報

平成22年 8 月 31 日 (火)

号外 第 151 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

(道 路 維 持 課) 2

道路の供用開始

(        "        ) 3

# 告 示

## 島根県告示第557号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年8月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延長			
県 道	玉湯吾妻山線	雲南市大東町大東下分177番2地先から同10番1地先まで	前	A	メートル 5.50～30.00	雲南県土整備事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	10.00～25.00		
			後 B	10.00～25.00			
"	出雲大東線	雲南市大東町大東下分177番2地先から同10番1地先まで	前	A	メートル 5.50～30.00	雲南県土整備事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	10.00～25.00		
			後 B	10.00～25.00			
"	池田中町線	隠岐郡隠岐の島町有木大光寺前20番1地先から同町西町名田ノ三23番2地先まで	前	7.25～10.00	隠岐支庁県土整備局	交通安全工事 拡幅	
			後	9.25～12.00			

## 島根県告示第558号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年 8 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	池田中町線	隠岐郡隠岐の島町有木大光寺前20番1地先から同町西町名田ノ三23番2地先まで	メートル 514.00	平成22年 9月7日	隠岐支庁県土整備局	